

三重短期大学研究倫理規程

平成 29 年 3 月 22 日
三重短期大学規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重短期大学（以下「本学」という。）の研究行動規範の趣旨に則り、本学における研究者の研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の措置に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規定において「研究者」とは、教員、学生その他の本学において研究活動に携わるすべての者をいう。

2 この規定において「不正行為」とは、研究活動における研究の申請、実施、報告又は審査等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいい、その用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 前各号に掲げる行為の証拠を隠滅し又は立証を妨害すること。
- (5) その他研究倫理に著しく反する行為 これには二重投稿や利益相反を含む。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、研究活動において研究行動規範を遵守し、不正行為をしてはならない。

2 研究者は、研究データを保存し、適切に管理しなければならない。また、必要な場合には開示しなければならない。

3 研究者は、三重短期大学研究倫理委員会が行う研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究倫理委員会)

第 4 条 研究者の研究活動に関わる不正行為を防止し、不正行為が生じた場合の調査及び措置を行うため、三重短期大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）を設置する。

2 研究倫理委員会は、本学の教授のなかから学長の指名した者を委員長とする。

3 研究倫理委員会は、研究者の研究活動に関わる不正行為を防止するため、定期的に研究倫理教育を実施する他、研究に関する不正の告発があったときは予備調査を行う。

4 その他研究倫理委員会に関する事項は、別に定める。

(不正行為の告発)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、研究倫理委員会に告発することができる。

2 告発を受け付ける窓口は、研究倫理委員会の委員長（以下「研究倫理委員長」という。）とする。

3 告発を受けた研究倫理委員長は、直ちに学長に報告するとともに、速やかに研究倫理委員会を招集する。

（予備調査）

第6条 研究倫理委員会は、告発について予備調査を行う。

2 予備調査に当たっては、被告発者に告知・聴聞の機会が与えられなければならない。

3 研究倫理委員長は、予備調査の結果について、告発者及び被告発者に通知しなければならない。

（特別調査委員会）

第7条 研究倫理委員会は、予備調査の結果、不正行為が存在すると思料する場合は、特別調査委員会に対し本調査の申立をしなければならない。本調査の申立が行われたときは、学長は、その旨を競争的資金等の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

2 特別調査委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で、学長が指名したものによって構成する。ただし、委員の半数以上は外部有識者でなければならない。

3 特別調査委員会の委員については、指名後直ちに公表するものとし、告発者及び被告発者は、委員の指名に不服があるときは、公表後1週間以内に学長に対し異議を申し立てることができる。学長は、異議の申立に理由があると認めるときは、委員を交代又は追加しなければならない。理由がないと認めたときは、その旨を理由を付して書面で不服申立者に通知しなければならない。

4 特別調査委員会の委員長は、委員のなかから学長が指名した者を当てる。

5 その他調査特別委員会に関する事項は別に定める。

（本調査）

第8条 本調査の申立を受けた特別調査委員会は、本調査を行い、本調査の申立から150日以内に不正行為の有無について認定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、調査の期間を30日以内で延長することができる。

2 特別調査委員会は、自ら事実を取調べ、又は研究倫理委員会をして追加の調査をさせることができる。

3 本調査に当たっては、被告発者は弁明の機会が保障される。

4 特別調査委員会は、認定の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、学長に報告し、学長はそれを競争的資金等の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

（不服審査）

第9条 告発者及び被告発者は、特別調査委員会の認定結果に異議があるときは、前条第

4 項の通知を受け取った日から 10 日以内に、学長に対し書面により異議を申し立てることができる。

2 学長は、異議の申立を受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、競争的資金等の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

3 不服審査委員会の構成については、第 7 条 2 項乃至 4 項を準用する。

4 不服審査委員会は異議の内容を審査し、理由がないと認めたときは 50 日以内に異議を棄却し、理由があると認めたときは 100 日以内に再認定を行う。

5 不服審査委員会の委員長は、前項の決定を行ったときは速やかに不服申立者に通知するとともに、学長に報告し、学長は、競争的資金等の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

6 不服審査委員会のした第 4 項の決定に対しては、異議の申立はできない。

7 不服審査委員会に関するその他の事項は、別に定める。

(措置)

第 10 条 学長は、認定結果を公表するものとする。ただし、公表する項目には、告発の内容、調査及び審査の経緯、認定結果を含むものでなければならない。

2 研究者に研究上の不正行為があったときは、教授会の議を経て、学長が処分を決定する。

3 研究者に研究上の不正行為がなかったときは、学長は、当該研究者の名誉回復の措置をとるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。